

＜みはま苑 短期入所生活介護＞

料金表(1日当たりの御利用料金) 令和6年1月～

1. ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
2. 居室に係る自己負担額	多床室 855 円 従来型個室 1, 171 円				
3. 食事に係る自己負担額	1, 690 円(3食+おやつ合計額)				
4. 自己負担額合計 (2+3+介護保険 自己負担分) ※多床室の場合	1割 3,314 円 2割 4,083 円 3割 4,852 円	1割 3,398 円 2割 4,252 円 3割 5,105 円	1割 3,486 円 2割 4,427 円 3割 5,368 円	1割 3,571 円 2割 4,596 円 3割 5,622 円	1割 3,654 円 2割 4,763 円 3割 5,872 円
5. 自己負担額合計 (2+3介護保険 自己負担分) ※従来個室型の場合	1割 3,630 円 2割 4,399 円 3割 5,168 円	1割 3,714 円 2割 4,568 円 3割 5,421 円	1割 3,802 円 2割 4,743 円 3割 5,684 円	1割 3,887 円 2割 4,912 円 3割 5,938 円	1割 3,970 円 2割 5,079 円 3割 6,188 円

☆サービス利用料金計算式:(施設サービス費+夜勤職員配置加算Ⅰ・13単位+看護体制加算Ⅰ・4単位+サービス提供体制強化加算Ⅱ・18単位)×10.83(地域区分)×1.083(介護職員処遇改善加算Ⅰ)×1.027(特定処遇改善加算Ⅰ)×1.016(介護職員等ベースアップ等支援加算)

☆食費 朝食(375円)、昼食(630円)、おやつ(100円)夕食(585円) 合計(1,690円)

※介護予防短期入所生活介護費の場合(夜勤職員配置加算、看護体制加算は算定されません。)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1	要支援2
2. 自己負担額合計 ※多床室の場合	1割 3,111 円 2割 3,678 円 3割 4,244 円	1割 3,243 円 2割 3,942 円 3割 4,640 円
3. 自己負担額合計 ※従来型個室の場合	1割 3,427 円 2割 3,994 円 3割 4,560 円	1割 3,559 円 2割 4,258 円 3割 4,956 円

※居室料金・食事料金は要介護者と同じです。上記料金に居室・食事料金が含まれています。

◇ 介護保険自己負担軽減制度について

介護保険施設等のサービスご利用になる場合、居住費及び食費について原則として自己負担ですが、所得の低い方の、居住費及び食費は保険給付の対象となり、居住費及び食費負担が軽減されます。

対象者の区分		居住費	食費
第1段階	・生活保護受給者	多床室 0円	300円
第2段階	・世帯の全員が市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額 80 万円以下の方等	多床室 370円	600円
第3段階①	・世帯の全員が市町村民税世帯非課税であって本人の年金収入額＋その他合計所得金額が年額80万円超え120万円以下	多床室 370円	1,000円
第3段階②	3段階①であり、年額120万円超え	多床室 370円	1,300円
第4段階 (基準額)	・上記の第1段階から第3段階以外の方	多床室 855円 従来型個室1,171円	1,690円

第2段階 : 預貯金の合計が650万(夫婦は1,650万)円以下。

第3段階① : 預貯金の合計が550万(夫婦は1,550万)円以下。

第3段階② : 預貯金の合計が500万(夫婦は1,500万)円以下。

上記、第1～3段階に該当する場合は、各市区町村の介護保険課等に負担軽減の申請を行うことにより、介護保険負担限度額認定証が発行されます。介護保険負担限度額認定証が発行されましたら、施設へご提出下さい。限度額認定証に記載された金額に自己負担が軽減されます。

所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は「第4段階」の金額です

☆実際の負担額は、日額で設定されます。